

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

## 【(介護予防) 居宅療養管理指導】

この要件は令和6年6月現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)

16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。

※2 加算を取り下げの場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

### 1 加算

項目	必要書類
医療用麻薬持続注射療法加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1-2・1-2-2)
在宅中心静脈栄養法加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1-2・1-2-2)

### 2. 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36)
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計初0317001老振発0317001老老発0317001)